

乾式貯蔵施設の建設に同意しないよう求める緊急要請書

福井県知事 石田 嵩人 様

2026 年 8 月 25 日 避難計画を案する関西連絡会

関西電力の乾式貯蔵施設の建設同意について、9月3日からの福井県議会での議論を待たずに、県は8月中にも同意の判断に進もうとしているとの報道がなされています。私たちは、このような強行なやり方に強い憤りを覚えます。

先の6月議会で知事は「六ヶ所再処理工場の状況も見て判断する」との理由で、同意を先送りしました。それ以降、高レベル放射性廃液をガラス固化する工程をしゅん工前に実施することになり、再処理工場を巡る状況は変化しています。2026年度しゅん工は遅れ、操業も遅れる可能性があります。8月18日に、資源エネルギー庁と関電が報告していますが、再処理工場については形式的な報告のみで、ガラス固化体製造の困難性等についての具体的な話はありませんでした。

ガラス固化体製造をしゅん工前に前倒したのは、青森県知事の「安全で実現性の高い新工程が示されていない」という懸念を背景にしています。青森県知事は、東電等の使用済核燃料をむつ中間貯蔵施設に搬入することを止めています。

青森県知事より先に、福井県は「実現性の高い新工程」が示されない状況で、乾式貯蔵施設の建設に同意するというのでしょうか。同意を判断できる状況にはありません。

- 要請事項： 1. 同意判断は、9月県議会で十分に議論し、住民の意見を聴くこと。
2. 乾式貯蔵施設の建設に同意しないこと。

要請の理由

【1】六ヶ所再処理工場の「実現性の高い新工程」はいまだ示されていません

ガラス固化体の製造は重要な工程です。過去の試験では困難を極めました

六ヶ所再処理工場では、ガラス固化体製造（溶液・廃液処理）をしゅん工前に前倒しすることになりました。これによって、2026年度中とされていたしゅん工（工事と検査の終了）が遅れることは明らかです。18日の資源エネルギー庁と関電の報告もそのことを織り込んでいます。

- 再処理では超危険な高レベル放射性廃液が生まれます（※1）。これをガラスと混ぜて安定化させることは、再処理の安全上重要な工程です。液体のままでは、事故で掃気・冷却できなくなれば水素爆発等の危険があります。

（※1）：製造直後のガラス固化体 1 本の表面温度は約 200 度、放射線量は約 1,500Sv/h と極めて高く、人が横に立てば約 20 秒で死に至るほどの強さ。1,000 年後でも表面の放射線量は約 20mSv/h。

- 2012～2013 年の「成功した」という最終のアクティブ試験でも、ガラス固化体製造が極めて困難であることを示しています。白金族元素等が溶融炉の底部に蓄積し、廃液が流れにくくなる等の理由によるものです。この時は、わずか 50 本のガラス固化体を製造しただけで試験を終了しています。その内で、原燃が廃液処理能力の判定基準としている 70L/h を確認できたのは、わずか 4 本です（A 系列と B 系列の合計）。2013 年の原燃の試験結果は国の審査会合で審査されておらず、規制委員会は確認していません。

- 現在は 229 m³の廃液が溜まっており、操業までに全量进行处理する必要があります。これを固化体にするには約 440 本のガラス固化体を製造しなければなりません（※2）。過去の経緯から、これが順調に進む保証はありません。今回も同じ溶融炉を使います。

（※2）：川田龍平議員質問主意書への答弁書（2018.4.6） <https://x.gd/jNM6K>

（「高レベル廃液約 223 m³はガラス固化体約 430 本分に相当」より比例計算で 229 m³は約 442 本）

- また、今回のガラス固化体製造は、原燃の「自主的活動」と位置づけ、規制の対象外として、規制委員会の確認なしで実施しようとしています。安全上重要なガラス固化については、高レベル廃液の全量をガラス固化し、規制委員会が確認すべきです。

これらガラス固化体製造の具体的内容や確認内容等は定まっておらず、そのために原燃の「実現性の高い新工程」は示されていないままなのです。

【2】関電のロードマップには実効性がありません

①ガラス固化体の製造が長引けば、操業開始も遅れます

関電は、六ヶ所再処理工場のしゅん工が遅れても、2027年度の操業開始（燃料せん断）には余裕があるため、ロードマップの変更は基本的に必要ないと言っています。しかし、上記のようにガラス固化体製造が長引けば当然に操業開始も遅れ、ロードマップは破綻します。また、乾式貯蔵施設は搬出先の中間貯蔵施設だけの問題ではなく、再処理工場の状況と密接に関連しています。

②中間貯蔵施設は何も決まっています

山口県上関町での中間貯蔵施設計画は、中国電力が町に申入れてから3年が経ちますが、いまだ具体的計画を公表できていません。

他方で、むつ中間貯蔵施設の「事業者間連携」の話が浮上しています。しかし、立地協定を結んだ4者（青森県、むつ市、東電、原電）に関電は含まれないため、むつへの搬出は不可能です。

中間貯蔵施設が決まらないままでは、立地の町が核のごみ捨て場になる可能性があります。

【3】関電の原発は事故続きです。乾式貯蔵施設による老朽原発の運転継続は危険です

関電の原発では今年5月に美浜3号で高圧タービンのカバーから蒸気漏れ事故が起きました。運転開始以来50年間も損傷部位の肉厚測定を行っていませんでした。また、8月8日には大飯3号で原子炉が自動停止しました。発電関連の設備で、部品が溶けたりボルトが折れる等の激しい損傷が確認されています。

これらは、原発の老朽化と安全管理のずさんさによるものです。2004年の11名もの死傷者を出した美浜3号機事故の教訓はどこにいったのでしょうか。

このような関電が老朽原発の運転を続ければ、住民の安全は脅かされます。

【4】乾式貯蔵施設：昨今の猛暑・酷暑、豪雨や土砂災害等の危険を考慮すべきです

7月20日の国の審査会合で規制庁は、高浜第2期分と大飯の乾式貯蔵施設について、キャスクの型式証明が要求する温度条件を逸脱していると指摘し、申請書の出し直しを求めました。そもそも、関電の外気温度の想定33℃は低すぎます。昨今の気候危機による猛暑・酷暑を考慮すれば、高浜第1期分でも、審査をやり直す必要があります。

さらに、これまでにない豪雨や土砂災害の猛威を見るにつけ、狭い敷地で山肌を削った乾式貯蔵施設の設置場所の危険は十分に考慮されているのか再検討が必要です。

【5】9月3日から始まる県議会で議論し、住民の意見を聴くべきです

9月3日から9月議会が始まりますが、その前に、同意を判断することは許されません。6月議会では、野党議員の皆さんから同意判断に反対する多くの意見が出されました。さらに、何度求めても、県民や周辺住民への説明会はありません。

9月議会で知事の見解を明らかにして議論し、住民の意見を聴くべきです。

2026年8月25日 避難計画を案ずる関西連絡会

（この件の連絡先 美浜の会：大阪市北区西天満4-5-8 八方商事第2ビル301号）